

第6回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成27年9月17日 14：00～15：00

場所：経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

議題

1. 第3回電力取引監視等委員会の結果について
2. 小売電気事業の登録の審査結果について

議事内容

○八田委員長 それでは、ただいまより第6回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたように、本日13時より、第1部として小売登録の審査に関して議論いたしました。内容が個別企業の情報等を取り扱うものになるため、運営規程に従って、委員会の判断により非公開での開催をした次第です。

それでは、第2部の議事に入らせていただきます。

本日の議題は多岐にわたっております。1つ目が先般の台風18号等による大雨による被害を受けて、緊急の必要性から書面で持ち回り開催を行った第3回、第4回、第5回の委員会の議事の報告。

2つ目が小売電気事業の登録審査について。

3つ目が紛争処理に係る情報提供について。

4つ目が電気料金審査専門会合における審議状況についての4つの事項に分けて議事を進めてまいりたいと思います。

早速ですが、1つ目の議題として緊急開催した第3回、第4回、第5回の委員会の議事について事務局よりご報告をお願いいたします。

○岸総務課長 事務局、総務課長の岸です。

資料3をごらんいただきますでしょうか。

本日の委員会は第6回委員会となっておりますが、第3回、4回、5回につきましては、ただいま委員長からお話がありましたように、書面にて開催をしております。この第3、

4、5回の委員会の議事の報告についてです。

先般の台風第18号による災害救助法の適用地域などに係る対応のために、9月11日から15日までの間に、この委員会を計3回、書面で開催しております。

委員会の運営規程に、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により委員会を行うことができる、ただし、この場合においては、委員長がその議事について、次に招集する委員会に報告しなければならないとされていますので、本日、改めてご報告するものです。なお既に全委員にはご了解をいただいて、委員会としては決定した形になっておりますので、その結果をホームページで既に掲載をしているところです。

主なポイントですが、1つ目は、第3回の委員会として書面開催を9月11日にいたしました。

この災害の対象地域は、注1にあるとおり、東京電力管内の茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県該当する市町です。

こうした地域において被災された需要家、あるいは託送供給利用者、これは被災された需要家が新電力を利用されている場合に、そうした最終需要家に対して負担を軽減することができるようにするためという趣旨ですが、料金の支払い期限の延長、不使用月の料金免除などを実施するため、東京電力から経済産業大臣に認可などの申請があったものです。

被災した需要家向けには、供給約款に書いてある供給条件以外の供給条件については認可が必要であり、託送供給については特例の承認が必要であるため、東京電力からの認可などの申請を受けまして、経済産業大臣から認可に対して意見の求めがあり、この委員会として即日2件の回答を9月11日に行った次第でございます。

2つ目は、第4回として9月14日に書面で開催をいたしました。

災害救助法の適用地域がさらに拡大されたことを受けまして、対象の地域は注2にあるとおり、東京電力管内においてはごらんの市町村、それから、東北電力管内におきましても宮城県、岩手県、秋田県、山形県の該当する市町村について認可などの申請がありました。

東京電力分については、拡大された地域における被災された需要家向けの供給条件と託送供給の特例承認の2件が、それから、東北電力分につきましては、被災需要家向けとして14日に、それから、託送の部分については翌15日に、これは3のところ第5回として記載していますが、それぞれ経済産業大臣から意見の求めが委員会にありましたので、いずれもその日のうちに書面開催をいたしまして、委員会として異存なしという意見を回

答しております。

議事の報告については以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

この件について、書面審査を経て意見発出済みの案件ですが、しかし質問とかご意見とかございますでしょうか。

それでは、よろしいようですので、2つ目の議題に移りたいと思います。

小売電気事業の登録の審査について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長　取引監視課長の新川でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料4、小売電気事業及び小売供給の登録審査についてという資料を配付させていただいております。

第2回の委員会におきまして、第1回の委員会において定めた委員会における小売電気事業及び小売供給の登録審査に関する基本的な審査方針に基づきまして、具体的な審査の考え方について検討を行ったところでございます。

具体的な審査の考え方に基づきまして、登録審査に関わります状況と留意事項について委員会としてのご議論をいただくということで、第1部でもご議論をさせていただいております。

8月3日に登録申請を開始をしましてから、9月16日時点で69件の小売電気事業の登録申請が出ている状態でございます。委員会にはそのうち43件について意見聴取をいただいているところでございまして、今、我々事務局のほうで審査を行っているところでございます。

それから、2番目のポイントでございますけれども、もとより委員の先生方から問題意識をいただいていた話ではございますが、9月15日に行われたガスシステム改革小委員会23回の議論におきまして、登録審査にあたって申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者であるかどうか丁寧に確認する必要があるという言及がございまして、特に電力購入の登録についても言及されたところでございます。当該取り扱いにつきまして現在検討を進めているところでありまして、改めて委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

○稲垣委員 審査については精力的に取り組んでいただいているようで、大変にありがたく思っています。反社の問題についてですけれども、これについては、制度設計ワーキングの第8回でも取り上げられたところでもございますので、なおガスの先ほどの会議での指摘もありますことですし、これについては営業の自由や職業選択の自由も大事な問題ではあります、反社勢力の排除というのも閣僚会議等で大事な課題とされていますので、全体の調和をみながら、事務局での適切な審査と、それから、関係省庁との連携を密にして、適切に検討した上で速やかにこの委員会にご報告いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○新川取引監視課長 はい。

○八田委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、ただいまの稲垣委員のご意見も踏まえて、ますます事務局でもいろんなところと、いろんな部局とも協議しながら鋭意審査を継続していただきたいと思います。このことについてどう扱うかということについて、可能性としては、経済産業大臣への意見をこちらから具申する、新しく反社会勢力に対するチェックのあり方について意見を具申するというのもあっていいのではないかと、そういうふうに思っております。そう考えるのですが、それについてはどうでしょうか。

○新川取引監視課長 もちろんこの案件は経済産業省だけで対応できるものではございませんので、関係省庁とも連携しながら審査・検討を進めて速やかに委員会に報告をさせていただきますと考えております。よろしくお願いたします。

○八田委員長 必要がなければいいのだけれども、ひょっとしたら協議の上で必要が出てくるかもしれない。そういうときには建議をするというようなこともあり得ることですね。

○新川取引監視課長 はい、それも含めて検討させていただきたいと思います。

○八田委員長 ほかにご意見ございますか。

○新川取引監視課長 小売に関しましてもう1点、今の登録審査に関してではございませんが、参考資料としてお手元の資料、順番が正しければ資料6のあとに参考資料が2枚入っておりますが、後ろのほうで小売全面自由化に関する消費者向けのFAQについてという資料を配付をさせていただいております。今、委員会のホームページは既に立ち上げをしておりますが、まだFAQを載せていないという状況でございます。他方、だんだんと小売全面自由化のタイミングが近づいている中で、消費者の関心も高まりつつあると理

解をしておりますので、早期にこのFAQをホームページに掲載をしていきたいと思っております。こちらの委員会の決定事項としますと、一つ一つ小さな改正をするときに、またお諮りをしなければいけないということになりますので、またそれを個別に委員の皆様にもご説明を、改正するときにはさせていただきますが、速やかにこちらをホームページに載せさせていただいて、FAQの全面自由化に関する周知の一環として対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

これはどんどん最初はこれでいって、これからは改善の余地があれば充実させていくというわけですね。

○新川取引監視課長 はい。

○八田委員長 これについてはご意見ございますか。

それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。

紛争処理に係る情報提供についてです。まず事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○岸総務課長 資料5でございます。

紛争処理に係る情報提供について、本日は3点ございます。

1つ目は、委員会が行うあっせん・仲裁の手續、これに係る資料の公開や事実の公表の扱いについては、9月1日に委員会で決定をした紛争処理規程の13条と14条において、こうした資料の公開などについては委員会が決定するところによるという表現にして、秘密保持などの要請との関係もあるため、継続検討という形になっておりました。本日、次のページの(別添1)のとおり決定をするということをお諮りしたいと思います。

これの中身は、1の概要というところの①として、あっせん・仲裁の手續の資料の公開に関して、規程の13条関係ですが、そもそもあっせん・仲裁の手續自体が非公開である。これは政令でもそのように規定されていますし、一般的にもあっせん・仲裁は非公開ということになっています。したがって、その手續の中で作成、あるいは取得した資料についても、原則としては公開しない扱いとしますが、ただし、委員会としては当事者が公開を承諾する場合、または不開示情報等の記載がなく、紛争解決の妨げとなる事情などもない場合には、資料を一般の閲覧に供することができるということ。

②は、事実の公表に関して、規程の14条に対応しますが、これも先ほど申し上げた同様の条件がクリアされる場合に、委員会としてあっせん・仲裁の手續に関する主な経過、当

事者の主な主張、結果の概要などを公表できることとするものです。

次に、2の紛争処理に係る情報提供のあり方について、委員会としましては、毎年、紛争処理に関する処理件数、これはあっせん・仲裁の受理ですとか、終了などの件数ですが、そうしたものを公表することに加えて、先ほどの1の扱いを踏まえつつ、一般の当事者間の問題解決や紛争の未然防止に資するため、可能な範囲で紛争処理に係る先例を事例集のような形でまとめて、情報提供に努めることとしたいと考えております。

それから、3の紛争処理のマニュアルの作成についてです。あっせん・仲裁、あるいは苦情処理などの紛争処理の制度の手続は、法律、政省令、諸規程等にまたがって定められており、あるいは明示的な定めのないものは、仲裁であれば仲裁法といった一般法に従うということになっていますが、実務の利便に供するため、今般、電力取引紛争処理マニュアルを作成しました。これが（別添2）につけてございます。この過程で特に稲垣委員には大変ご指導をいただき、事務局にも弁護士の担当職員がおりますので、それらが中心になってとりまとめたものです。

紛争処理マニュアルの内容は、この中で特段新しいルールを定めているということではなく、フローチャートも含めてわかりやすく解説をしたものですので、時間の関係で説明は省略しますが、このマニュアルを利用者の理解にも資するように、ホームページ掲載も含めて一般に公表することとしたいと考えております。

最後に、一番下の参考資料の中に、表裏の1枚の「電力取引監視等委員会とは？」というチラシを本日、お配りしております。このチラシの中にも、裏側のところで相談、あるいはあっせん・仲裁などについても記載しています。こうした点でもこの制度のPRに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明に対してご質問、ご意見ございますでしょうか。

○稲垣委員　　情報提供について、まず3つあるわけですけれども、仲裁手続に係る資料の公開等については、非常にほかの法令との関係をバランスよく考えられて非常に緻密なものに仕上がったと思っております。

それから、次に紛争処理に関する情報提供についてですが、これはまず原則として先例の情報提供をするというのは、やはりこの流動する状況のもと、それから、世界的にも動

いている中で非常に大事なことであると思いますので、この情報提供には格段の努力をお願いしたいと思います。

その際に、ここでは可能な範囲でとありますけれども、可能な範囲での解釈にあたっては、契約とか、個人情報とか、企業機密とか、いろいろなものがあります。ですから、それらについても配慮、目配りした上で慎重に進めていただく、その辺については慎重に細大漏らさず目配りをした上で積極的にどんどん進めていっていただきたいと思います。

それから、あとマニュアルなんですけれども、これもこの監視等委員会というのは自由化の鍵を握る大事な組織で、紛争処理もやはり一つの電力改革に関するインプット情報のチャンネルとしての意味もあるわけです。

というわけですので、このマニュアルもみんなが使いやすくするという観点から、非常に努力をされたものだと思います。

これについては状況も動きますので、一度決めたからといって、余りこれを固守しないで、どんどん流動的に変えていくという方向で改善を積み重ねていくということで、それも公表するというだけでやっていただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。よろしいですか。

そうしたら、まず別添1の「あっせん又は仲裁の手續に係る資料の公開等について」という文章がありますが、この案をこのとおりに決定したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八田委員長 ではそうさせていただきます。

それから、次に今後、可能な範囲で紛争処理に関する情報提供に努めることにして、今の電力取引紛争処理マニュアルを一般に公表するというにしたいと思いますが、これについてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八田委員長 これもお認めいただいたものとさせていただきます。

今、稲垣先生がおっしゃったように、これは一旦できても、どんどん改善していく、そういうことにしたいと思います。

それでは、最後の議題に移ります。

電気料金審査専門会合における審議状況について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○都築NW事業監視課長 ネットワーク事業監視を担当しております都築でございます。お手元の資料6をごらんいただければと思います。

9月1日の第1回電力監視委員会におきまして、標記にございますような電気料金審査専門会合の設置を決定いただいたところでございます。これに基づきまして、中央大学の安念教授を座長とし、ここにおみえになる圓尾委員、箕輪委員にも入っていただき、9月4日より具体的な審査の会合を開始したところでございます。

委員の皆様のお手元には3回分の資料についてご参考までに置かせていただいております。

それでは、資料6の主なポイントのところをごらんいただければと思います。

まず審議状況から申し上げます。

最初の2回、9月4日、9月7日につきましては、7月7日に経済産業大臣あてに提出された申請内容につきまして、その概要を一般電気事業者10者から聴取いたしました。先週木曜日に開催した第3回、9月10日の会合でございますけれども、原価の洗い替えを行います北陸電力、中国電力、沖縄電力の3事業者の申請内容の中で、個別の事項についてご審議をいただいたというところでございます。

まだ申請内容の説明を聴取している段階ですが、3回の会合で既にいろんな論点となった事項がございますので、資料6の2の主な論点として記載させていただいております。

まず1つ目のところ、調整力というところがございます。来年から新しいライセンス制が導入されることとなりますが、その中で、一般送配電事業として、需給バランスの調整、それから、周波数の調整に必要となる調整力のあり方についてここで取り上げております。今般の電力システム改革では、今申し上げた新しいライセンス制度の下で、従来は他部門に埋もれていた内容も含めまして、一般送配電事業として必要となる調整力をきちんと回収できるようにしていこうということで制度を見直しているところがございます。

こうした中で、審査専門会合の場では、運用実態も含めた調整力の必要量の考え方というものについてきちんと確認をしていくということが必要だという話がありました。

次に2点目でございます。

こちらは需要地近接性評価割引というものについてでございます。

電力システム改革では、この制度についてそもそもどうしていくのかというようなそもそも論みたい議論もございましたが、そういった議論の中で、根本的なあり方については引き続き継続検討課題という位置づけになっております。

こうした中で、現在の需要地近接性評価を基本としつつ、1つ目として低圧を対象とする、2つ目は対象地域についてはより細かな範囲で、例えば市町村単位で考えていくなどの点について確認をいたしておきまして、事業者の申請についても、こうした内容を踏まえてなされているところがございますが、この中で、例えば、この箇条書きのところに書かせていただいておりますが、割引対象地域の設定の考え方については、地域設定に対応して見直しによる影響というものも少なからずあるということもございまして、こうした点の精査が必要ではないかというような話でございます。

それから、3点目でございます。営業・配電の区分に関するものでございます。

これも1点目と同様に、真に一般送配電事業として必要となる業務を特定して、当該費用をきちんと回収をしていくという、そういう方向性での議論でございます。

例えば、現在の一般電気事業者の営業所における費用の中で、例えば契約電力をお客さんと決めて契約を締結する部分、これは小売事業として位置づけられるものでございます。しかし、新築の住居に対してどういう引き込みの配電線工事をするのかといったような部分というのは、同じ契約の受付であっても、配電の部分であったりするわけでございます。こうした実際には業務はまとめて行われているわけではございますが、会社によっていろんな送配電、それから、小売の割り振り方に差異があるというところを今般きちんと会計上整理をしていこう、そういう話でございます。ここについてもそこを今後精査していくということが議論になってございます。

それから、4点目にまいります。設備投資計画の話でございます。

一般送配電事業を行っていくにあたって、送電、変電、配電に関するインフラの整備、運用、維持が非常に重要な要素となっており、これがきちんと行われないと、直接的に安定供給に支障が生ずることとなります。

ここで論点となっているのは、過去何十年も前、例えば高度成長期とか、旺盛に電力関連の投資が行われたわけなんですけれども、こういったところで整備されてきたインフラは、昨今高経年化が進んでおり、更新時期を迎えようとしている状況にございます。こうした中で、こういった更新に関する費用をどういった形で原価に織り込んでいくのかが論点になっております。託送料金の原価算定期間は3年ほどでございますが、こうしたイン

フラは、ものにもよりますが、一度整備すると何十年にもわたって使用していくということになるわけですので、これから更新需要が膨らむという想定の下、例えば、高所作業をはじめとして、工事能力その他の要因も勘案しながら、どんな形で更新に関しての作業を平準化するか、また、託送料金の中に織り込んでいくというのをどうやって考えていくかということでございます。

他方で、現在、電力需要がマクロでもピークアウトしておりまして、インフラを整備したときと需要の分布その他設備投資時と状況が変わってきている部分もございます。そういったところについても、過去の単純更新というわけにはなかなかいかない部分もございますが、そういったところをどう考えていくのか。いいかげんな形で判断すると、先ほど申し上げましたように、安定供給に影響が出るということもございますので、どこまでやるのかという程度論の議論がありますので、なかなか難しい判断になっていくかと思いますが、こうした点についても議論になったというご報告でございます。

最後は個別の論点で、人件費に関する話でございます。

資料では3項目記載をさせていただいております。最初の2項目については、過去の小売電気料金の審査のときにも類似の論点がございました。最後の点につきましては、過去には議論にならなかった事項でございますが、ここでは退職給与金は、一般的に現役時の給与水準に関連した形で設定されるということだとすると、給与水準には地域補正がなされているのに、退職給与金には地域補正の考え方が取り入れられなかった、そういう形で制度運用がなされたということが論点となった次第でございます。

以上、5項目以外にも論点になったものはございますが、今後もまたこうした議論が積み重なっていくものと思っております。

資料の裏のページをごらんいただければと思います。今後の予定を記しております。

会合の運営としては、安念座長とも相談の上、前回までにご指摘いただいた事項に対するいわば宿題返しでございますが、そうしたものを行いつつ、その日、その日に新たに行っていくべき論点について議論をいただく形で対応していく予定でございます。

あす9月18日においても、第4回の電気料金審査専門会合を開催し、ここにございますように、効率化計画・修繕費・スマートメーターその他についてのご議論をいただくということにしております。当面はこうした個別の論点に関する審議をいただいた上で、12月を目指しまして、査定方針として案をとりまとめていく予定でございます。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、この会合のメンバーであられる委員の方にまずコメントいただきたいと思います。圓尾先生どうぞ。

○圓尾委員　　今、都築課長からご説明があったように、かなりのペースで審査を進めていますので、我々もそうですが、事務局も、事業者も相当の負荷をかけてやっているところ です。

ご説明された内容ですが、私からポイントと思われるところをつけ加えておきます。まず一番キーになると思っているのは、高経年化対策をどう織り込んでいくかというところ です。原価算定期間はわずか3年ですが、铁塔でいえば、事業者さんのいわく80年から100年の寿命を持っているものを計画的に取りかえていかなければいけない。これから高度成長期につくったものが大量の更新時期を迎えるということで、ピークをつくるのではなく平準化する形で設備投資をやっていくという、当然の方針ですが、それを原価にどう織り込んでいくかというところが相当難しい整理だと思っております。

もう一つは、託送料金の審査を今回やっているわけですが、当然裏側に、念頭にあるのは、経過措置料金にもつながってくるところです。厳格に審査をしなければいけない一方で、効率化に対してのインセンティブを残していくということも我々は考えて審査しなければいけないのだらうと思います。これは第2次の制度改正で届出料金を導入して非常にうまくいった部分だと思しますので、ただ、厳格に審査するだけではなく、効率化インセンティブをどう織り込んでいくかを忘れてはいけないと思っております。

それから、もう1点は、先ほどご説明があった例えば近接性割引の区割りの問題ですとか、調整力の考え方ですとか、それから、高経年化対策、長い目でみたネットワークをどう整備していくかという問題もそうですが、全てにおいて広域機関とからむ部分が非常に多いということです。広域機関はまだ4月に立ち上がったばかりですが、1年、2年とたつて、いろんな知見が備えられてきたところで、現状は、現状の知見をもとに託送料金の認可をするわけですが、場合によっては適宜広域機関と連携をしながら見直していくことも視野に入れておかなければいけない、と思っている次第です。

私からは、とりあえず以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

○箕輪委員　　議論の概要については先ほど都築課長からお話のあったとおりなんですが、私のほうでも少し議論の中でお話をしまして、気になったところとして、やはり設備投

資のあたりです。安定供給のために一定の設備投資が毎年必要だということはもちろんそうなのですが、やはり近年、いろいろ各事業者さんも財務状況も厳しいということもあってか、低い水準であったところが、今回の申請の中では高い水準で申請をされてきているというのが実態です。

計画というのはどうしても見積もりの要素が多いものですから、いかに最善の見積もりをして料金に織り込んでいくかというのは非常に難しいと思うのですが、やはり実績とどれだけ差が出ているかということもきちんとみていかなければいけないのかなと考えております。

今回、いろいろ今後審議を得て認可されていく設備投資計画につきましては、今後、事後評価の中で計画と実績がどれぐらい違っていたのかということもきちんとみて、その乖離が生じている場合には、それが合理的なものなのかどうなのかということは、きちんと適切に評価していくことが最終的には皆様が納得される料金設定のところにつながるのかなと考えております。

私から以上になります。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

○林委員　　私自身はこの料金専門会合には参加していませんけれども、ここでは託送料金の審査ということで、料金の話ということでいいとは思いますが、先ほど圓尾委員からもございましたけれども、需用地の近接性の評価割引とか、高経年の対策とか、時代が大分変わってきていまして、今までだったら一方向で電気が流れている中で、分散電源とか、いろいろなものが入ってくる中で、やはりそこはしっかり技術的な面とか、実際の物理的な現象、安定供給という話がありましたけれども、そこも加味しながら、さっき広域機関の話もありましたけれども、ここはしっかり関係各位で議論していただいて、それで料金審査に戻すとか、そういうリンクというか、そこをもう少し今後どういうふうにするかも踏まえて、いろいろ検討していただきまして、強靱な電力ネットワークということで、しかもそれがコストも最小化という中で、インセンティブと規制という、うまく両方抱き合わせるような形でやっていっていただきたいと思います。これはコメントに近いですが、ぜひよろしく申し上げます。

○八田委員長　　どうぞ。

○都築NW事業監視課長　　いろいろなご指摘をいただきましてありがとうございます。

この料金審査の専門会合は、予め決まった審査の基準に基づき、要するにルール適用というのをやっていく会合でございまして、ルールを創設的にまた何か作り直していくというところは、多分このプロセスというよりは、別のところでご議論いただいて、それが例えば次の託送料金の設定とか、そういうところに反映されていくという流れになるという、そういう関係にあるのではないかなと思っております。

もちろんルールの適用の範囲内で、この会合の中でもいろいろご判断をいただき、それが具体的な年末に向けての査定方針に反映されていくということはあると思います。新しく創設的に作り込んでいくという機能と、ここの機能を切り分けて、我々も対応して、もちろんこれに関連するような今後の制度のあり方みたいな話というのは、またこちらのほうでも別途の形でいろいろとご審議をいただければと思っております。

○八田委員長　今のことについていえば、確かに都築さんがおっしゃるように、この電力料金審査会合というのは、従来の基準でもって審査していくんだ、そのとおりなんです、グレーなところがあるのですね、基準をどう運用したいか、特に需用地近接性みたいなところというのはグレーのところがあって、そのときにあくまで現在の基準でやらなければいけないのだけれども、一方で、次に議論すべきどういうふうにするかというふうな将来の制度はあるべきかというようなことのピクチャーが頭の中にあると、グレーなところの判断をするときに、多少将来との続きぐあいのいい議論ができるというようなことはあるかもしれないですね、でももちろん都築さんのおっしゃるとおり、今は今の規則に従っていく、しかし、その運用の仕方についてはいろいろ弾力的にやっていけるのではないかと思います。

あとは。

○稲垣委員　いろいろな観点があると思うのですけれども、私はこれを見ていて近接評価割引のところ、最終的に近接評価割引の算定の仕方について、それぞれが出ていますね。これが合理的なものであるかというのをきちんと審査していただいたというふうに思うのです。ですので、そこところが今後もこれをきちんとみていって、改善すべきことがもしあれば改善していただきたいと思っております。

以上です。

○八田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これは最初にいえばよかったかもしれないのですけれども、これはともかく9月4日の北陸、中国、沖縄という全く新しい審査と、それから、北海道、東北から九州に至る従来も電気料金の審査をやったところの見直しと、2つグループがあったわけです。

何で今まで電気料金の審査をやったのにまたやるのかというと、今度はきちんと託送料金を配電のところまでみて審査しなければいけないというのだから、前は一括して料金をみていたけれども、今度は配電のところまで細かくみて託送料金を算定しましょう。

だから新たな事実関係のことを、従来やったところについてはみる必要がないのだけでも、分類はきちんとやりましょうねということが9月7日の第2回のほうであった。

第1回のほうは、そもそも電気料金の算定をやっていないのだから、根っこから全部事実からみてやりました。こういう2つのことだった。しかし、いずれにしても今回は全面自由化を頭に置いて、配電のところまでひっくるめてみましょうというところにポイントがあったわけですね。

これに関して今までの議論を一応まとめて3点ほど申し上げたくて、そのあと、それについて皆さんのご意見を伺いたいのですが、第1は、今回の申請内容をみると、従来の試算値と比較して全体の単価が上がっている会社もあるし下がっている会社もある、しかしこの託送料金の設計というのは、小売電気事業者の競争条件にも徹底的な影響を与えます。したがって、料金単価に関わる詳細な説明を求めていくべきだろうと思います。

これは先ほど申し上げたように、特に配電のところと送電のところは分離については新しいわけですが、そこについてはいろいろとこれまで基準がなかっただけに精査する必要があると思います。

それから、第2番目、これはさんざんきょう、議論になったところですが、高経年化対策投資について、電力の安定供給のために必要な送配電設備の投資回収は認められるべきだと思います。これは必ず安定供給が第一の優先ですから、それはしなければならぬ。しかし、同時に中長期の観点に立って、真に必要な対策であるかどうかということも検討されなければいけない。これは例えば箕輪委員が強調されたように、実績と計画とのこれまでの乖離なんてことはきちんとみて、本当に今回いつている計画が信用に足りるものか、そんなようなことを含めてチェックするべきで、実際の費用として計上されているものがどこまで計上すべきかということは厳格に審査すべきだろうと思います。もちろん安定供給ということが大前提です。

最後に、これは先ほど議論が出たのですが、例えば営業所の費用は、配電部門なのか小売部門なのか、どこにどれだけ配分するかというのは、今まで各社で結構ばらばらだった。今度は統一的な基準ができます。したがって、調整力や営業・配電区分の議論はライセンス制導入に伴って小売電気事業者と送配電事業者の業務の境界線をどこに引くかという重

要な論点を含んでいます。小売料金審査においては検討が不要だった新たなテーマがこれが出てきたわけですね。今までは全部これをまとめてやっていたわけですが、したがって、ここの審査にあたっては、今までチェックしなかったのだから、バックデータまで含めた、さかのぼった緻密な審査をお願いしたいと思います。

以上3点なんですが、これについてご意見がございましたらおっしゃってください。あと何かつけ加えるべきこととか。

○圓尾委員　　まず1点目ですが、託送料金という観点でいうと、今回は事業報酬率が結構下がっていますので、普通に考えるとこのマイナスが大きくて下がるはず、と思います。ですから、結果として上がった料金を申請してきているところがありますが、ここは本当に内容を細かくチェックしていこうと考えております。

それから、高経年化対策の設備投資に関しては、普通の一般の会社の事業計画も同様だと思っておりますが、多分10年を超えるような長いスパンについては、ビジョンという形で細かい裏付けがあるわけではないけれども、きちんと自分たちの目指す方向性を打ち出しつつ、3年や5年の中期計画、そして足元の1年の計画になると、だんだん細かい具体的な裏付けをもった計画をつくっていくわけです。

同じように、先ほど申し上げたように80年とか100年という寿命のものをどうやって今後取りかえていくか、それも林委員がおっしゃったように、ネットワークのあり方も今後、分散型電源とか出てきて変わってくるかもしれないという状況で、そういう長いスパンの計画を立てるわけですから、とはいえ原価に織り込むためには、ちゃんとビジョン、とりあえず今の知見での80年、100年の計画をもってもらうことに加えて、足元に関してはもっと具体的に、どれが今老朽化していて、どういう理由で厳しい状況になっており、いつまでに取りかえなければいけないというような差し迫ったような状況になっている、とか、そうでないものについてはどこまで引っ張れる可能性があるのかとか、そういった細かいことを考えて目先の3年や5年の計画を詰めてなければおかしいと思います。すべてにおいてきちんとした裏付けを求めるのではなくて、スパンによって、短くなればなるほど細かいものをきちんと裏付けとして出してもらって、公開の場でみんなが納得するようなどころまでもっていきたいと考えています。

それから、3番目の営業所の費用に関しては、おっしゃったようにこれまでばらばらだったのに加えて、今回、各社から出てきたやつをみてもまたばらばらなんですね。ですから、これは当然のことながら低圧、高圧、それぞれの託送料金をつくるに際して、きちん

と統一的なものを今回はつくらないとまずいと思います。各社からなぜこれはこういうふうな振り分けをしているのかという説明を聞いた上で、なるべく統一的なものを裏付けをもって、おっしゃったようにバックデータも確認しながらつくっていければと考えています。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

○箕輪委員　　八田委員長がおっしゃったこと、非常に納得しております。先ほどお話ししたことともからみませんが、特に高経年とか、中長期的な視点でというのはおっしゃるとおりだと思いますし、過去に計画をいろいろお話しされているので、その計画と、今回出されている計画との整合性であるとか、中長期の中での今回の期間の全体的な整合性といえますか、そういったところはみていかなければならないと思いますし、あと計画という意味では、例えば人事の部分の件数にからむところの計画ですとか、いろんな計画がこの料金設定にあたっては盛り込まれているので、高経年だけではなくて、全体的な計画の適切性というのはきちんとみていかなければならないなと考えております。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

それでは、どうもご意見ありがとうございました。

私はこんなところで申し上げたらまずいかもしれないですけども、この次の段階、将来の段階、制度改革のときの一つ考えられるべきことは、先ほど林先生がおっしゃった需要地近接性みたいなことだと、結局は需用地の近くに発電所をつくったら、遠くから運ばなくてよくなって、その分送電ロスが減る、そうすると全体で送電ロスが節約できる。ある意味で補助金をあげてもいいような状況ができる。だからそういうことを本当は考慮に入れればいいわけですから、それはやはり潮流の流れに対応した料金になっていく必要があるのだ。

でも逆にいうと、それは需用地における需要家が高い料金を払ってくれよ、送電料金を払ってくれよ、需要地、非常に需用密度の高いところで需用がふえたら、それは送電ロスがどんどんふえるでしょう。それはそれに対しての場所にふさわしい料金をとれよというように将来、議論がいく可能性もあると思うのです。外国ではそういうことをやっていることもあるから、そういうことを考慮する必要もあるかもしれないですね。

それから、さっきの高経年のところ、これも圓尾先生が非常に今の段階では短期と長期

に分けてきちんとみていけという非常に適切なお指摘をなすただけけれども、外国によってはそういうことはみない、規制当局は。そのかわり停電を起こしたら送電会社に罰金を払わせる、きちんと罰金の設計をして、それが官の役目だ。そのかわり、もちろんコスト削減したら、それはその会社のもうけになる。コスト削減したほうがいいのか、コスト削減し過ぎてあとで罰金を払わなければならないとしたら、どっちを比較したらいいのか。これも経営判断である。そういう国もあるのです。

だから今の制度とはまるっきり違いますけれども、将来の可能性としては、そんなことも一つ参考にする可能性がないわけではないのかもしれない。

それできょう、予定していた議事は以上でございますが、委員の皆様、ほかに何かきょう、議論しておくべきことはあるでしょうか。

なければ、それでは、次回の委員会について事務局よりお願いいたします。

○岸総務課長　　次回委員会の日程は、改めてご連絡、お知らせ申し上げたいと思います。恐らく来週は日程的に厳しいと思いますので、再来週以降ということで想定していますが、いずれにせよ正式決定次第、改めてご連絡申し上げます。

以上です。

○八田委員長　　それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

活発なご意見をどうもありがとうございました。

——了——